

ID: 100

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	損害賠償との調整による返還		
例規名 根拠条項	村田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例 第11条		
例規番号	平成16年条例第11号		
【基準】			
<p>第11条の規定による。 (損害賠償との調整)</p> <p>第11条 町長は、受給者の療養の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものであり、第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その価額の限度において助成の全部又は一部を行わず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日